

別表(第5条第2項関係)

階 層 区 分		金 額 (月額)
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
第3階層	市町村民税所得割課税世帯	9,000円

備考 第2階層及び第3階層について、当該年度の4月分から8月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度9月分から翌年3月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村民税による。